

「M's Palette」利用規約

「M's Palette」利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社みずほ銀行（以下、「当行」といいます。）が提供する「M's Palette（以下、「本サービス」といいます。）」の利用に関して定めたものです。本サービスの申込者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約の内容を理解し、本規約の各条項を承認の上で本サービスの申込を行うものとします。当行が契約者からの申込を承諾し、当行において所定の手続が完了した上で、契約者が本サービスを利用する際は本規約が適用されるものとします。

第1条 M's Palette とは

本サービスとは、契約者が当行に対し、契約者のパーソナルコンピュータ等（以下、「契約者端末」といいます。）により、インターネットを介して、本規約所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行が申し込み手続きやサービスの提供を行うことをいいます。本サービスの内容は、以下の通りです。サービスの内容に関しましては、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

1. シングルサインオン（以下、「SSO」といいます。）連携

当行が提供する他のインターネットサービスへの SSO での利用。

契約者が利用することができる SSO 連携対象サービスは、当行ウェブサイト上に掲載されるものとします。

2. 預金残高表示連携

契約者が別途契約する「みずほ e-ビジネスサイト」「みずほビジネス WEB」において当行に届出する照会対象口座の預金残高情報の確認。

3. 返済予定表示連携

契約者が別途契約する「みずほ WEB 帳票サービス」で確認できる融資返済予定表のサマリー情報の確認。

4. 他のサービス等の新規・変更申し込み

通帳・キャッシュカードの再発行に関する申し込み、当行が提供する法人サービスの新規契約・契約内容変更の申し込み。

(1) みずほ e-ビジネスサイト（新規／変更）

(2) みずほビジネス WEB（新規／変更）

(3) みずほビジネスデビット（新規）

(4) みずほ WEB 帳票サービス（新規／変更）

(5) MMOne（会員情報・種別変更）

5. ナレッジ・情報の閲覧

金融・経済、業界動向などの各種ナレッジや情報に加え、当行およびグループ会社

などが主催するセミナーや講演会に関する情報の閲覧。

6. 届出事項の変更等

契約者が当行との取引において、予め届け出ている事項に関する変更等の申し込み。ただし、契約者が変更等する届出事項の種別によっては、別途印鑑票の差し替えなどのオフラインの手続が生じる場合があります。

- (1) 住所・商号・電話番号・代表者・届出印の変更
- (2) 連絡先の届出・廃止
- (3) 予め当行に紛失のご連絡をいただいた印鑑・通帳・キャッシュカードを発見した旨の届出

第2条 サービスの申込

1. 申込方法

本サービスの利用申し込みにあたっては、本規約の内容を承認の上、専用の申込フォームに必要事項を入力し、以下いずれかの申込方式を選択して当行に提出するものとします。

- ①オンライン申請：申込内容が印字された申込書（電子ファイル）に商業登記による電子認証制度による電子署名（以下、「商業登記電子署名」といいます。）を付したものを送信して申し込む方式
- ②書面による申請：申込内容が印字された申込書に押印し必要書類とともに送付して申し込む方式

2. 申込口座の届出

本サービスの利用申込に際しては、契約者は、M's Palette 申込口座（本サービスの利用に際し、主に使用する口座のうちの一口座をいい、以下、「申込口座」といいます。）を申込書（オンライン申請の場合は、電子ファイルを含む。以下同じ。）により、当行に届け出るものとします。契約者が申込口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

3. 申込応諾

当行は、提出された申込書の届出内容、印影または商業登記電子署名に関して不備がないことを確認の上、申込に対して承諾する場合には、次条第1項に定める代表者、管理者または代表者代理人に対し、契約者の以下の情報を記載したユーザー登録完了eメールを、本サービスの利用者情報として届出のあったeメール欄記載のアドレス宛に送信します。

- 「法人ID」
- 代表者、管理者または代表者代理人の「ユーザーID」
- （ログイン用）初期パスワード
- 初回認証用 URL

なお、当行の判断により申し込みをお断りする場合があります。

4. 不備がある場合

契約者が提出した申込書もしくは届出の記載内容、印影、商業登記電子署名に関して不備がある場合には、契約者は、改めて申込申請を行うものとします。この場合、当該不備のある申込書、届出、印影または商業登記電子署名の返送・廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提とし、当行の判断により行うものとします。

第3条 利用者の届出と届出内容の変更

1. 利用者の届出

(1) 法人IDの届出

契約者は、本サービスの利用に必要な契約者本人であること特定するための法人IDを申込書により当行に届け出るものとします。

(2) 代表者の届出

契約者は、本サービスの利用に関しての契約における代表者および代表者に関する事項としてユーザーID、電話番号およびeメールアドレスを申込書により当行に届け出るものとします。

(3) 管理者の届出

契約者は、本サービスを利用する管理者および管理者に関する事項としてユーザーID、部署名、役職名、氏名、電話番号、eメールアドレス、および本サービスによる各種届出、申込などに関する権限委任内容を申込書により当行に届け出るものとします。なお、権限委任の設定が可能なサービスは以下とします。

- ① 管理者の追加／変更／削除
- ② ワンタイムパスワード再発行
- ③ M's Palette 解約
- ④ 各種お届け

住所・商号・電話番号・代表者・届出印の変更、連絡先の届出・廃止

⑤ 法人サービス申込・変更

みずほ e-ビジネスサイト (新規／変更)・みずほビジネス WEB (新規／変更)・
みずほビジネスデビット (新規)・みずほ WEB 帳票サービス (新規／変更)・
MMOne (会員情報・種別変更)

(4) 代表者代理人の届出

契約者は、当行の事前同意を前提に、必要な場合に限り、本サービスに係る代表者が有するすべての行為を代理で行うことができる代表者代理人を届け出ることができます。代表者代理人は代表者IDを代表者に代わり使用します。代表者代理人に関する事項としてユーザーID、部署名、役職名、氏名、電話番号およびeメールアドレスを申込書により当行に届け出るものとします。

(5) 上記以外の利用者の届出

代表者、管理者または代表者代理人は、第2号ないし第4号以外の本サービス利用者について、本サービス上で、ユーザーID、部署名、役職名、氏名、電話番号およびeメールアドレスを当行に届け出るものとします。

2. 利用者の変更登録

代表者、代表者代理人またはそれら以外の利用者に変更になった場合、契約者は、当行所定の方法で速やかに届け出、または登録の変更をするものとします。当行は、当行内での変更処理が完了するまでの間、代表者、代表者代理人またはそれら以外の利用者の登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第4条 本サービスの利用

1. 利用環境

本サービスの利用者は、当行ウェブサイト上に掲載の環境を備えた契約者端末を占有・管理する者に限ることとし、契約者は自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。

ただし、当行ウェブサイト上に掲載の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

2. サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行ウェブサイト上に掲載するものとします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

第5条 本人確認の方法

1. 本人確認の方法

(1) ログイン時の本人確認は、「法人ID」「ユーザーID」「ログインパスワード」により行います。

(2) 利用者が提示する「法人ID」「ユーザーID」「ログインパスワード」のすべてが、当行に届け出ているものと一致していることによりログインは成立します。

2. サービス開始時における利用者用のワンタイムパスワードの利用登録

代表者、管理者または代表者代理人に該当する利用者は、カメラ付きハードトークンを用いて第20条第2項に定める利用登録を行うものとします。

3. 「法人ID」等の管理

(1) 「法人ID」「ユーザーID」「ログインパスワード」「カメラ付きハードトークン」「ワンタイムパスワード」その他の本サービスの利用に必要な全ての情報

および機器等については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、契約者はこれらの情報を第三者に一切開示しないものとします。

- (2) 利用者の「ユーザーID」「ログインパスワード」「カメラ付きハードトークン」その他の情報および機器等につき失念、紛失もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用、その他の不正使用の恐れがある場合、利用者は直ちにそれらの停止、変更などの手続きを行うものとします。

4. パスワード利用の一時停止と利用再開手続

本サービス利用に当たり、届出と異なるログインパスワードが、当行所定の回数連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用するユーザーIDの利用を停止します。利用を停止されたユーザーIDの利用を再開するためには、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

第6条 免責事項

1. 通信手段の障害等

通信機器、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能または遅延となる場合があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本人確認手段の不正使用等

前条に定める本人確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみなし、「法人ID」「ユーザーID」「ログインパスワード」「初回OTP利用開始登録用パスワード」「カメラ付きハードトークン」「ワンタイムパスワード」その他の情報または機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。利用者の「ログインパスワード」の初期化等を契約者自身で行う場合は、付随するリスクを十分認識したうえで行うこととし、それに伴う不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、「法人ID」「ユーザーID」「ログインパスワード」「初回OTP利用開始登録用パスワード」「カメラ付きハードトークン」「ワンタイムパスワード」その他の本人確認に必要な情報または当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

契約者が当行に提出した書面等の印影を、届出の印鑑または印影が実印の場合は印鑑証明書と相当の注意をもって当行が照合し、相違ないものと認めて取扱った

場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 商業登記電子署名（商業登記電子証明書）

契約者が当行に提出した電磁的記録等に商業登記電子署名を付した場合、商業登記電子証明書を相当の注意をもって確認し、契約者の商業登記電子署名に相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの署名につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. 顧客情報の開示・利用

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が求められる場合（当局検査を含みます。）、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続にもとづいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。当行は、本サービスによって取得した契約者の情報について契約者に対する営業活動その他契約者との間の他の取引等のために利用できるものとします。

7. その他

- （1）当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- （2）当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
- （3）契約者端末以外の端末により利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- （4）災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。災害等により当行が本サービスの提供を行うことができなくなった後に本サービスの提供を再開した場合において、本サービスに基づき当行が提供する情報が既に行われた取引を反映していないとき、または契約者が当行に送信したデータが受け付けられていないとき、またはそれに基づき当行が提供すべき情報が反映されていないときは、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- （5）当行が、契約者に対して行う e メールによる通知および案内は、契約者が予め当行に届け出た e メール欄記載のアドレス宛に当行が e メールを送信した時点で

通常到達したものとみなします。

- (6) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (7) 本規約で定める各サービスにおいて、以下の各号に該当する場合、当行は手続を実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - ① 契約者による申込等が当行の責めに帰すことのできない事由により当行に到達しなかった場合
 - ② 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことが適切でないと判断した場合

第7条 届出事項の変更等

1. 連絡先の届出

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知、照会または確認を行うことがあります。その場合、契約者が予め当行に届け出た住所、電話番号またはeメール欄記載のアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の書面を提出することによって、当行に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が第1項に基づく連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

4. 本サービスでの届出事項の変更申し込みに関する留意事項

(1) 利用者の権限設定

契約者は、本サービスを利用させる管理者IDおよび利用者ID毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 届出事項変更等の完了

契約者端末から本サービスを介して届出事項の変更の届け出を行ったのみでは対象口座の届出事項の変更は完了しません。当行内での変更処理が完了することにより、対象口座の届出事項の変更が完了します。なお、変更の届け出を行った日から3ヵ月以内に印鑑票の差し替えなどのオフラインの手続が完了しなかった場合

には、申し込みを無効とさせていただきます。

(3) 届出事項変更等の反映期間

届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映までに期間を要することにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4) 登記情報提供サービスの利用

各種届出事項のうち、商号、住所または代表者を変更される場合等、変更の事実を登記情報との照合により確認させていただくケースがございます。契約者が希望する場合、履歴事項全部証明書の提出に代えて、当行が登記情報提供サービスを利用し、登記情報を代行取得することができます。この場合、登記情報の取得にかかる費用は、当行所定の金額を契約者が選択した預金口座より預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく引き落とします。なお、取引内容によっては、契約者が登記情報提供サービスの利用を希望した場合であっても、履歴事項全部証明書の提出を求める場合があります（この場合、登記情報提供サービスに関する費用はかかりません）。

第8条 解約等

1. 当事者の都合による解約

本サービスの利用に関する契約（以下、「本利用契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、申込フォームにより当行に通知するものとします。

2. 解約の効力

前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行が解約手続を完了したとき、契約者の都合による解約の効力は、前項の解約申込フォームの内容を当行が受け付けたときに生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 申込口座の解約

申込口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。

4. 本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

(1) 次項各号に定める事由が発生した場合

(2) 前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由

が生じた場合

5. 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
- (2) 契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- (4) 前3号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- (5) 解散その他営業活動を休止した場合
- (6) 本規約に定める届出（変更の届出を含みます。）につき、届出または記載の懈怠（申込フォームへの入力 of 懈怠を含みます。）があった場合または記載内容（申込フォームへの入力内容を含みます。）に虚偽の内容があることが判明した場合
- (7) 契約者が不正な申込や届出を行ったと当行が判断した場合
- (8) 本規約、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定または契約に違反した場合等当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合

6. 免責

本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第9条 海外からの利用

1. 本サービスは、外国の法律、制度または通信事情等により、海外からは利用することができない場合があります。契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度または通信事情等につき事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により、契約者が本サービスを利用したこと、または利用することができなかったことに伴い損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。
2. 外国の法律、制度または通信事情等により、本サービスが利用できなくなった場合、当行は、本サービスの全部または一部の利用停止または解約をすることができるものとします。

第10条 サービスの停止および廃止

当行は、契約者に対して相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない理由がある場合は、当行はこの期間を短縮または省略できるものとします。本条に基づ

き当行が本サービスを停止または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第11条 規約等の準用

本規約に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、普通預金規定、当座勘定規定、その他の約定書および規定を適用するものとします。

第12条 規約の変更

民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載し、その他相当の方法で周知することにより、本規約の各条項その他の条件を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規約を適用するものとします。

第13条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第14条 秘密保持

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第15条 有効期間

本利用契約の有効期間は申込日から1年間とし、契約者または当行から解約の申出がない限り、有効期間満了日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。

第16条 準拠法と管轄

本規約は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規約に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 顧客情報の取り扱い

本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、業務委託先またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁等の公的機関により、契約者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第18条 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

契約者(法人の場合には、その役員等を含みます。以下同じ。)が、本条(1)①から⑤

までのいずれかに該当し、もしくは本条(2)①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、または本条(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行に損害賠償請求することはせず、一切契約者の責任とします。また、これにより当行に損害を生じさせた場合には、契約者はその損害額を支払います。

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第19条 ワンタイムパスワード利用

1. ワンタイムパスワードとは

当行が契約者に貸与するカメラ付きハードトークン（以下、「トークン」といいます。）に都度生成・表示されるパスワードをいいます。

2. ワンタイムパスワードの利用

- (1) ワンタイムパスワードの利用対象者は、利用者のうち代表者、管理者または代表者代理人とします。
- (2) 利用者がワンタイムパスワードを利用するには、カメラ付きハードトークンの

受領後にワンタイムパスワード利用登録を行う必要があります。本サービスの各種申込や届出に係る承認行為、利用者のうち代表者、管理者または代表者代理人の「ログインパスワード」の変更等には、ワンタイムパスワードによる認証が必要となります。

- (3) 契約者がカメラ付きハードトークンの再発行を希望するときは、代表者、代表者代理人または再発行申込を委任された管理者による申込フォーム入力により行います。当行は、当該申込に応諾した場合は、お届けの住所にカメラ付きハードトークンを発送します。

3. 手数料

- (1) 紛失・破損によるトークンの再発行の場合は、当行所定の手数料をいただきます。ただし、当行は当該カメラ付きハードトークンの再発行手数料とその他のワンタイムパスワード利用にかかる手数料を、当行の都合で変更または新設することがあります。
- (2) 前号の手数料は、当行所定の日、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、申込口座より自動的に引落しします。
- (3) 再発行等の申し込み成立後は、取消・解約のお申し出があっても手数料は返却できません。

4. カメラ付きハードトークンの紛失、破損、故障等発生時の取り扱い

- (1) カメラ付きハードトークンの紛失、破損、故障等があったときは、「カメラ付きハードトークン再発行申込書兼トークン利用料引落依頼書」の書面を当行へ提出する方法または本サービスの申込フォームへの入力機能によりカメラ付きハードトークンの再発行の申し込みを行うことができます。当行は、当該申込に応諾した場合は、お届けの住所に新しいカメラ付きハードトークン（以下、「新トークン」といいます。）を発送します。
- (2) カメラ付きハードトークンが故障したために、前号の再発行の申込を行った場合は、無償で新トークンを再発行します。
- (3) 前号の定めにかかわらず、カメラ付きハードトークンの利用において、誤用、乱用、事故、災害、改造、無許可の修理やインストール、極端な高温、低温、高湿度下での保管、その他通常の利用方法を逸脱した使用を行った場合は、再発行に当行所定の費用が発生します。
- (4) 第1号により新トークンを受領した契約者が新トークンによるワンタイムパスワードを利用するためには、新トークンでのワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。
- (5) 紛失等の際のカメラ付きハードトークンの失効及び新トークンにかかるワンタイムパスワード利用登録の後は M's Palette において旧トークンによるワンタイムパスワード利用はできません。利用できなくなった旧トークンは、当行に返

却するか契約者により廃棄してください。返却および廃棄にかかる費用については契約者負担となります。

5. 一時利用停止、利用解除等

- (1) 紛失等により、本条に基づくワンタイムパスワードの利用を一時停止する場合、当行ウェブサイト上に掲載の M's Palette ヘルプデスクにお問合せください。
- (2) (1)に基づきワンタイムパスワードの利用を一時停止後に、再度ワンタイムパスワードを使用する場合は、「カメラ付きハードトークン登録解除依頼書」の届け出が必要になります。
- (3) 本サービスが解約された場合は、本サービスにおけるワンタイムパスワードの利用も自動的に解除されます。
- (4) 本サービスを解約された場合は、カメラ付きハードトークンを当行に返却するか契約者により廃棄してください。返却および廃棄にかかる費用については契約者負担となります。ただし、カメラ付きハードトークンを「みずほ e-ビジネスサイト」または「みずほビジネスサービス」において引き続き使用する場合は返却不要です。

6. 免責事項

- (1) ワンタイムパスワードにかかる各種申込は、「カメラ付きハードトークン再発行申込書兼トークン利用料引落依頼書」または「カメラ付きハードトークン登録解除依頼書」の書面を当行に提出する方法または本サービスの申込フォームにより行うものとし、申込書類での届出の場合、当行は申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該申込を正当な契約者からの依頼とみなして受け付けます。上記により生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2) 申込フォームでの申請の場合、ハードトークン再発行申込機能により申込を行うものとし、当行は第 5 条第 2 項に定めるログイン時の本人確認がなされていることをもって、当該申込を正当な契約者からの依頼とみなして受け付けます。上記により生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3) カメラ付きハードトークンおよびワンタイムパスワードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。カメラ付きハードトークンおよびワンタイムパスワードの管理において契約者の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (4) 当行が、契約者が入力したワンタイムパスワードが、当行に登録されている各情報と一致して、ワンタイムパスワード利用登録や、第 2 項に定める各種サービスの利用を受け付けたうへは、ワンタイムパスワード利用につき不正利用その他の事故があっても当行は当該利用登録または利用を有効なものとして取り扱い、

またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。

- (5) 第2項第3号または第4項に基づき当行がトークンをお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。また、当行がトークンをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等当行の責めによらない事由により当行にトークンが返戻された場合は、一定期間後に廃棄させていただきます。それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (6) 当行または通信業者やシステム会社等が相当の安全対策を構築したにもかかわらず生じたコンピュータ等の障害、カメラ付きハードトークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったことにより、本サービスの一部機能不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

以 上

(2025 年 10 月 27 日現在)

M's Paletteに関する問合せ先は以下の通り

連絡先 M's Paletteヘルプデスク

電話番号 0120-324-781

M's Palette 利用規約改定内容

(改定日：2025 年 10 月 27 日)

改定前	改定後
第 1 条 4. 他のインターネットサービスの新規・変更申し込み 当行が提供する他のインターネットサービスの新規契約・契約内容変更の申し込み。 対象サービスは、当行ウェブサイト上に掲載されるものとします。	第 1 条 4. 他のサービスの新規・変更申し込み 通帳・キャッシュカードの再発行に関する申し込み、当行が提供する法人サービスの新規契約・契約内容変更の申し込み。 (1) みずほ e-ビジネスサイト (新規／変更) (2) みずほビジネス WEB (新規／変更) (3) みずほビジネスデビット (新規) (4) みずほ WEB 帳票サービス (新規／変更) (5) MMOne (会員情報・種別変更)
6. <記載なし>	6. 届出事項の変更等 契約者が当行との取引において、予め届け出ている事項に関する変更等の申し込み。ただし、契約者が変更等する届出事項の種別によっては、別途印鑑票の差し替えなどのオフラインの手続が生じる場合があります。 (1) 住所・商号・電話番号・代表者・届出印の変更 (2) 連絡先の届出・廃止 (3) 予め当行に紛失のご連絡をいただいた印鑑・通帳・キャッシュカードを発見した旨の届出

第3条 利用者の届出と届出内容の変更 (3) 管理者の届出 契約者は、本サービスを利用する管理者および管理者に関する事項としてユーザーID、部署名、役職名、氏名、電話番号、メールアドレス、および本サービスによる各種届出、申込などに関する権限委任内容を申込書により当行に届け出るものとします。	第3条 利用者の届出と届出内容の変更 (3) 管理者の届出 契約者は、本サービスを利用する管理者および管理者に関する事項としてユーザーID、部署名、役職名、氏名、電話番号、eメールアドレス、および本サービスによる各種届出、申込などに関する権限委任内容を申込書により当行に届け出るものとします。なお、権限委任の設定が可能なサービスは以下とします。 ① 管理者の追加／変更／削除 ② ワンタイムパスワード再発行 ③ M's Palette 解約 ④ 各種お届け - 住所・商号・電話番号・代表者・届出印の変更、連絡先の届出・廃止 ⑤ 法人サービス申込・変更 - みずほ e-ビジネスサイト（新規／変更） - みずほビジネス WEB（新規／変更） - みずほビジネスデビット（新規） - みずほ WEB 帳票サービス（新規／変更） - MMOne（会員情報・種別変更）
--	--

第7条 届出事項の変更等 4. <記載なし>	第7条 届出事項の変更等 1. 連絡先の届出 当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知、照会または確認を行うことがあります。その場合、契約者が予め当行に届け出た住所、電話番号またはeメール欄記載のアドレスのうちいずれかを連絡先とします。 2. 届出事項の変更 届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の書面を提出することによって、当行に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 3. 変更事項の届出がない場合の取扱 当行が第1項に基づく連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。 4. 本サービスでの届出事項の変更申し込みに関する留意事項 (1) 利用者の権限設定 契約者は、本サービスを利用させる管理者IDおよび利用者ID毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (2) 届出事項変更等の完了 契約者端末から本サービスを介して届出事項の変更の届け出を行ったのみでは対象口座の届出事項の変更は完了しません。当行内での変更処理が完了することにより、対象口座の届出事項の変更が完了します。なお、変
--	--

	更の届け出を行った日から3ヵ月以内に印鑑票の差し替えなどのオフラインの手続が完了しなかった場合には、申し込みを無効とさせていただきます。 (3) 届出事項変更等の反映期間 届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映までに期間を要することにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 (4) 登記情報提供サービスの利用 各種届出事項のうち、商号、住所または代表者を変更される場合等、変更の事実を登記情報との照合により確認させていただくケースがございます。契約者が希望する場合、履歴事項全部証明書の提出に代えて、当行が登記情報提供サービスを利用し、登記情報を代行取得することができます。この場合、登記情報の取得にかかる費用は、当行所定の金額を契約者が選択した預金口座より預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく引き落とします。なお、取引内容によっては、契約者が登記情報提供サービスの利用を希望した場合であっても、履歴事項全部証明書の提出を求める場合があります（この場合、登記情報提供サービスに関する費用はかかりません）。
--	--